

第 73 回 実施

法 規

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1 時間 10 分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問 1 計量法の目的及び定義に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造が含まれ、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造が含まれる。
- 2 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、計量法の適用に関しては、証明とみなす。
- 4 計量法において、「取引」とは、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、無償の場合は含まれない。
- 5 計量法において、「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

問2 計量法第2条第4項に規定する特定計量器の定義に関する次の記述の
(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその(ア)又は器差に係る(イ)を定める必要があるものとして(ウ)で定めるものをいう。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	構造	標準	政令
2	製造	標準	経済産業省令
3	構造	基準	政令
4	製造	標準	政令
5	構造	基準	経済産業省令

問 3 次に示す法定計量単位とその物象の状態の量との組合せとして、正しいものを一つ選べ。

	(法定計量単位)	(物象の状態の量)
1	メートル毎秒	加速度
2	グレイ	放射能
3	トン	力
4	ルクス	光度
5	クーロン	電気量

問4 計量法第8条に規定する非法定計量単位の使用の禁止に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第8条 第3条から第5条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下「非法定計量単位」という。)は、第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第5条第2項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合(ア)、取引又は証明に用いてはならない。

3 前2項の規定は、次の取引又は証明に(イ)。

一 輸出すべき貨物の取引又は証明

二 (ウ)に係る取引又は証明

三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における取引又は証明であって政令で定めるもの

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	以外は	限り、適用する	貨物の輸入
2	でなければ	については、適用しない	貨物の輸入
3	でなければ	準用する	輸入すべき貨物の設計
4	以外は	準用する	日本船舶以外の船舶の修理
5	以外は	については、適用しない	輸入すべき貨物の設計

問5 計量法第10条に規定する正確な計量に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第10条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量を（ア）。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを（イ）することができる。ただし、第15条第1項の規定により（イ）することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による（イ）をした場合において、その（イ）を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を（ウ）することができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	しなければならない	勧告	指導
2	するように努めなければならない	勧告	公表
3	しなければならない	指導	勧告
4	するように努めなければならない	指導	公表
5	しなければならない	指導	公表

問6 計量法第12条第1項に規定する商品の販売に係る計量に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第12条 政令で定める商品(以下「(ア)」という。)の販売の事業を行う者は、(ア)をその(イ)((ア)ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。)を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差(以下「(ウ)」という。)を超えないように、その(イ)の計量をしなければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	特定商品	特定物象量	量目公差
2	特定商品	指定物象量	量目誤差
3	指定商品	指定物象量	量目誤差
4	指定商品	指定物象量	量目公差
5	指定商品	特定物象量	量目誤差

問 7 次の計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する
場合、検定証印又は基準適合証印が付される必要のないものを一つ選べ。

- 1 騒音計
- 2 卷尺
- 3 タクシーメーター
- 4 最大需要電力計
- 5 皮革面積計

問 8 定期検査の対象となる特定計量器及び実施時期を規定した計量法施行令に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（定期検査の対象となる特定計量器）

第10条 計量法第19条第1項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 （ア）（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり
- 二 （イ）

（定期検査の実施時期）

第11条 計量法第21条第1項の政令で定める期間は、（ア）、分銅及びおもりにあつては2年とし、（イ）にあつては（ウ）とする。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	自動捕捉式はかり	皮革面積計	1年
2	自動捕捉式はかり	抵抗体温計	3年
3	非自動はかり	皮革面積計	1年
4	非自動はかり	抵抗体温計	1年
5	非自動はかり	皮革面積計	3年

問 9 計量法第 36 条に規定する指定定期検査機関の役員及び職員の地位に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 36 条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、（ア）その他の罰則の適用については、法令により（イ）に従事する職員と（ウ）。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	刑法	公務	みなす
2	刑法	私務	みなす
3	計量法	公務	みなす
4	計量法	私務	する
5	計量法	公務	する

問 10 計量法第 50 条第 1 項で規定する一定期間の経過後修理が必要となる
特定計量器として誤っているものを、次の中から一つ選べ。

- 1 ガスメーター
- 2 水道メーター
- 3 照度計
- 4 電力量計
- 5 積算熱量計

問 11 計量法第 18 条の使用方法等の制限の対象となる特定計量器として誤っているものを、次の中から一つ選べ。

- 1 水道メーター
- 2 燃料油メーター
- 3 ガスメーター
- 4 酒精度浮ひょう
- 5 最大需要電力計

問 12 指定検定機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定検定機関の指定は、政令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、検定を行おうとする者が都道府県知事に申請することにより行う。
- 2 経済産業大臣は、計量法第 16 条第 1 項第 2 号イの指定の申請が、第 106 条第 3 号において準用される第 28 条各号の規定による条件に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならないとされているが、その条件の一つに、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて検定を行うものであること、がある。
- 3 指定検定機関における業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
- 4 届出製造事業者は、計量法第 76 条第 1 項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。
- 5 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

問13 製造事業者に係る型式の承認に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。
- 2 経済産業大臣は、承認製造事業者が不正の手段によりその製造する特定計量器の型式の承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 承認製造事業者は、当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
- 4 承認製造事業者とは、届出製造事業者であって、その製造する特定計量器の型式について承認を受けた者をいう。
- 5 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の承認を受けることができる。

問 14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、その指定に係る特定計量器の検定を行う指定検定機関の調査を受けなければならない。
- 2 指定製造事業者は、その指定に係る申請書に記載した品質管理の方法に関する事項を変更しようとするときは、事前にその旨を指定検定機関に届け出なければならない。
- 3 指定製造事業者は、製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、抜き取った特定計量器の器差が検定公差を超えないことを確認できれば、当該ロットに属する特定計量器に基準適合証印を表示することができる。
- 4 指定製造事業者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者は、再び指定を受けることができない。
- 5 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事が行う。

問 15 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長又は日本電気計器検定所が行う。
- 2 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 3 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。
- 4 基準器検査を受けることができる者は、経済産業省令で定められている。
- 5 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。

問 16 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたとき、都道府県知事は、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 2 計量証明の事業の登録を受けなければならない濃度の区分として計量法施行令第28条第1号に定められているのは、大気(大気中に放出される気体を含む。)、水又は土壌(水底のたい積物を含む。)中の物質の濃度、である。
- 3 計量証明の事業の登録を受けようとする際の申請書には、計量証明の事業に係る業務に従事する者として、事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士、又は経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者の記載がなければならない。
- 4 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- 5 計量証明の事業の登録を受けた計量証明事業者は、登録後、経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その事業規程に関し、都道府県知事の検査を受けなければならない。

問 17 計量証明検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明検査を行った特定計量器の合格となる全ての条件は、その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること及びその器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないことである。
- 2 計量証明事業者が特定計量器として非自動はかりを計量証明に使用する場合、その計量証明事業者は計量証明の事業の登録を受けた日から起算して2年ごとに、都道府県知事が行う計量証明検査を受けなければならない。
- 3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 4 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、その計量証明検査を行った年月を表示した計量証明検査済証印を付する。
- 5 都道府県知事は、指定計量証明検査機関を指定し、その者に計量証明検査を行わせることができる。

問 18 特定計量証明事業者及び計量証明事業者において、事業登録の基準を定めた計量法第 109 条第 2 号に基づいて実施されるその事業に係る計量管理に関する次の記述の（ア）と（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量管理とは、（ア）、計量の正確の保持、（イ）その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。

（ア）

- 1 計量器の整備
- 2 計量器の整備
- 3 計量器の校正
- 4 計量器の校正
- 5 計量器の校正

（イ）

- 計量の方法の改善
- 計量のための器具、機械又は装置の改善
- 特定計量器の検査
- 計量の方法の改善
- 計量のための器具、機械又は装置の改善

問 19 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令に定める事業の区分に従い、経済産業大臣が指定した者（以下「指定計量証明検査機関」という。）に申請して、その事業が計量法第 121 条の 2 各号に適合している旨の認定を受けなければならない。
- 2 特定計量証明事業者の認定を受けようとする者及びその更新を受けようとする者は、実費を勘案して指定計量証明検査機関が定める額の手数料を納付しなければならない。
- 3 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 4 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行うことを求められたときは、いかなる場合であっても速やかに計量証明を行い、証明書を交付しなければならない。
- 5 認定特定計量証明事業者は、認定に係る事業を廃止するときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問 20 計量法第 122 条に規定する計量士の登録に関する次の記述の（ア）～（オ）に入る語句として、正しいものを 1～5 の中から一つ選べ。

第 122 条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な（ア）を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、（イ）で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 （ウ）に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める（エ）その他の条件に適合する者

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う第 166 条第 1 項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める（エ）その他の条件に適合する者であって、（オ）が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められた者

- 1 （ア） 技能
- 2 （イ） 政令
- 3 （ウ） 計量士資格認定試験
- 4 （エ） 実務の経験
- 5 （オ） 経済産業大臣

問 21 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。
- 2 経済産業大臣は、計量士が不正の手段により計量法第 122 条第 1 項の登録を受けたとき、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて、計量士の業務の停止を命ずることができる。
- 3 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも 1 回経済産業大臣が行う。
- 4 計量士登録簿は、経済産業省に備える。
- 5 計量士は、計量士登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。

問 22 計量法第 128 条の適正計量管理事業所の指定の基準に関する次の記述の (ア) ~ (ウ) に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 128 条 経済産業大臣は、前条第 1 項の指定の申請が次の各号に適合すると認められるときは、その指定をしなければならない。

一 (ア) の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する (ア) について、経済産業省令で定めるところにより、(イ) 行うものであること。

二 その他 (ウ) が経済産業省令で定める基準に適合すること。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	特定計量器	計画的に検定を	計量管理の方法
2	基準器	検査を定期的に	計量管理の方法
3	特定計量器	検査を定期的に	計量管理の方法
4	基準器	基準器検査を	品質管理の方法
5	特定計量器	計画的に検定を	品質管理の方法

問 23 計量法第 134 条第 1 項に規定する特定標準器等に関する次の記述の
（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選
べ。

第 134 条 （ア）は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を
（イ）する計量器又はこれを（イ）する標準物質を製造するた
めの器具、機械若しくは装置を（ウ）するものとする。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	経済産業大臣	現示	校正
2	経済産業大臣	表示	校正
3	経済産業大臣	現示	指定
4	指定校正機関	表示	指定
5	指定校正機関	現示	校正

問 24 計量法第 143 条第 1 項で定める計量器の校正等（特定標準器以外の計量器による校正等）の事業を行う者の登録の有効期間として、正しいものを一つ選べ。

- 1 1 年
- 2 2 年
- 3 3 年
- 4 4 年
- 5 有効期間はない

問 25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量士が計量法第 123 条に基づく計量士の名称の使用の停止命令に違反した場合は、罰金に処する。
- 2 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を所有した者は、罰金に処する。
- 3 計量法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 4 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。